

Mini Kenpo News vol.28

接骨院・整骨院では 健康保険の使える範囲が決められています

柔道整復師は柔道整復師法に基づく国家資格で、医師ではありません。そのため、柔道整復師による施術について健康保険が使える範囲は法律や厚生労働省の通知により定められています。柔道整復師へのかかり方を正しく理解し、自分の症状が条件に当てはまるか確認してから施術を受けましょう。

健康保険が適用されない場合

以下のような場合、施術費用は全額自己負担です。

- 日常の疲労、慢性的な疲れ、肩こり、腰痛、体調不良
- スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛
- 神経痛、ヘルニア、関節炎、五十肩、リウマチ等の病気による痛み
- 脳疾患後遺症の慢性病やリハビリ
- 数年前に治療した箇所が自然に痛み出したもの
- 漠然とした施術（あんま・マッサージ代わりの利用など）
- 通勤途上、業務上の負傷など
- 本来医師が治療すべき疾患



健康保険が適用される場合

- 外傷性のねんざ、打撲、挫傷（肉離れ）※外傷性の明らかな急性のケガのみ。
※外傷性の打撲等が治った後のマッサージや慢性的な状態のものは保険適用外。
- 骨折、脱臼、不全骨折の応急手当（応急手当以外は、事前に医師の診察を受けたうえで医師の同意が必要）

※ 仕事や通勤途中の負傷等（労働災害）は

原則「労働者災害補償保険」が適用され、健康保険は適用されません。



当組合からお問い合わせする場合があります。

不適正な利用を防ぐために、接骨院・整骨院（柔道整復師）の施術を受けた皆様に、受診内容や負傷原因についてお問い合わせを行う場合があります。

皆様の貴重な保険料を適正に使用するために、ご理解とご協力をお願いいたします。

接骨院・整骨院(柔道整復師)に かかるときの



① 負傷の原因は正確に伝える

柔道整復師は、施術を受ける方の負傷原因を確認することが義務づけられています。「いつ、どこで、何を、どんな症状があるのか」を正確に申し出てから施術をうけてください。



② 医療機関との重複・並行受診をしない

外科・整形外科などで治療（投薬を含む）を受けながら、同時に整骨院・接骨院で保険対象として施術を受けることはできません。原則として、整骨院・接骨院の施術料は全額自己負担になります。

③ 施術が長期にわたる場合は医師の診断を受ける

長期にわたる施術をおこなっても症状の改善がみられない場合は、別の疾患が原因の場合もあるため、医師（整形外科等）の診察を受けるようお勧めします。

④ 領収証は必ず受け取る

必ず請求内容を自分で確かめ、委任欄への署名は自分です。（提出する書類は白紙で署名しない）

柔道整復師にかかったとき、健康保険から柔道整復師に療養費が支払われるのは、施術内容を確認し、「了承した」とする皆様の署名または捺印がある場合のみです。施術を受けたら、柔道整復師が作成した健康保険組合あての「療養費支給申請書」に記入された金額や受診回数、傷病名、施術内容などが正しいか確認したうえで、委任欄に必ずご自身で署名してください

⑤ ついで受診はやめましょう

「ついでにほかの部分」や「家族に付き添ったついでに」といった、ついで受診はやめましょう。「ついで」受診も健康保険扱いになりません。

医療費の適正化にご協力ください

療養費は大王製紙健康保険組合に加入している皆様の保険料から接骨院・整骨院に支払われます。医療費が正しく使われないと、皆様の家計や保険財政を圧迫してしまいます。一人ひとりが健康保険の使える範囲を正しく理解し、接骨院・整骨院の施術者である柔道整復師等によく相談して適切に受診することが医療費の適正化につながります。皆様に納めていただいた保険料を適切に利用するために、ご協力をお願いします。

大王製紙健康保険組合